

工 事 仕 様 書

工事名称	久井中学校長寿命化改修工事（建築主体工事）
工事場所	三原市久井町下津
工事内容	次のとおり、久井中学校校舎の長寿命化改修工事を行う （１）防水改修工事 （２）外壁改修工事 （３）建具改修工事 （４）内装改修工事 （５）塗装改修工事 （６）環境配慮改修工事（アスベスト除去工事）
準 則	公共建築工事標準仕様書（平成31年版）、公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）、建築物解体工事共通仕様書（平成31年版）に基づき施工する。
関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 ・建築基準法、同施行令、同施行規則 ・消防法、同施行令 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則 ・労働安全衛生法、同法施行令、同法施行規則 ・建設工事公衆災害防止対策要綱 ・石綿障害予防規則 ・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法 ・その他関係法令
疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて請負金額の増減はなきものとする。
提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。
工 期	本工事は請負契約締結の後、令和4年2月28日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
留意事項	・入札に先立ち現地調査を十分に行い、質疑がある場合は入札前に確認すること。 ・本工事は居ながら工事を基本とし、必要に応じて生徒等の通路の制限を行う。ただし、事前に学校へ説明を行い、承諾を得るものとする。

- ・外壁については、アスベスト(レベル3)として、集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法同等工法により除去することを想定している。また、階段室A及び階段室Bの階段天井及び段裏についてはアスベスト(レベル1)を含有しているため隔離室設置の上、集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法同等工法により除去することを想定している。
- ・外壁及び階段室A及び階段室Bのアスベスト除去作業については、学校の夏季休業日期間中に施工すること。
- ・学校の所有物に養生や移動を行う場合は、事前に学校に連絡すること。
- ・解体工事、アンカー工事及びアスベスト除去工事等の騒音、振動及び粉塵等の発生が予想される工種については、施工時間及び施工方法等、学校へ最大限配慮した計画のもと行うこと。
- ・施工箇所周囲の備品、機器等については、粉塵対策として養生及び清掃等を確実にすること。
- ・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要に応じて誘導員を常時配置し、危険防止に努めること。
- ・本工事で見込む交通誘導員について、実施数量が設計数量に満たない場合は設計変更(減額)の対象とする。
- ・工事中に粉じんの発生が予想される工種については、粉じん抑制等、周辺の環境対策のため散水を確実にすること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。
- ・工事に支障となる雨水、湧水、洗浄水等の排水については、適切に排水すること。
- ・石綿含有建材の調査について、工事着手前までに書面及び目視調査を、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うこと。また、含有建材の調査結果を工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令(令和3年4月1日施行)に基づくこと。
- ・施工面積(外構工事含む)が3,000㎡以上の場合、土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。
- ・本敷地内の別途工事及び近隣で行われる工事について、取り合い工事及び工程等の調整を行うこと。
- ・仮設内部足場は建築主体工事に見込んでおり、本事業者は無償で使用できるものとする。
(維持管理上必要な費用は、各業者で協議の上分担すること。)
- ・足場、交通誘導員、工事関係者駐車場用地は、建築主体工事に見込んでいるが、本工事受注者も使用できるものとする。
- ・官公庁その他への手続きは、受注者の負担により遅滞なく行うこと。
- ・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・周辺道路については常時、監視を行い、工事車両等により汚損させた場合は、速やかに清掃及び補修を行なうこと。
- ・台風や豪雨など自然災害の発生が予測される場合は、必要な対策を施すこと。また、現場巡視と災害防止対策を必要に応じて行うこと。
- ・受注者事務所、休憩所及び便所等は関係法令に従って設けること。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。
- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・工事完了後、完成図として製本図面(二つ折り・A2版)を1部、及び縮小図面(二つ折り・A3版)を3部提出すること。